

(7月26日付疾病管理庁報道資料(仮訳))

非首都圏の社会的距離の確保3段階に格上げ(7.27(火)～8.8(日))

～(前略)～

1 コロナ19状況分析及び展望

～(中略)～

<1>社会的距離の確保の強化

①首都圏

□首都圏は距離の確保の4段階を適用中で(7.12～25)、感染者の増加傾向は鈍化したものの、目立った減少傾向はなく停滞する様相を見せている。

※531.3人(6月5週)→799.0人(7月1週)→990.1人(7月2週)→966.2人(7月3週)

○これにより、流行の増加傾向を反転し、一日平均感染者を3段階水準に安定させるために、首都圏の距離の確保第4段階を2週間(7.26～8.8)延長し、集まりやイベント関連の追加的な防疫強化措置(※)を実施した。

※(追加防疫措置)休暇の延期・移動自制キャンペーンの展開、スポーツ競技の最小構成人数の私的な集まりの例外未適用、宿泊を伴う行事の禁止、展示会・博覧会・国際会議・学術行事の防疫措置の強化等

②非首都圏

～(中略)～

□非首都圏は患者の発生及び地域の防疫状況によって、自治体別に新しい距離の確保の体系を適用するが、私的な集まりは距離の確保3段階水準の4人まで許容する措置を統一して適用中である(7.19.～8.1.)。

□最近、非首都圏の拡散傾向が増加するとともに、首都圏流行の風船効果と休暇シーズン等の地域間移動を通じた拡散の恐れがあるため、非首都圏に対する防疫措置を強化する。

○先制的な防疫対応のため、非首都圏全体について、7月27日(火)0時から8月8日(日)24時まで社会的距離の確保3段階に格上げする。

- 非首都圏の3段階への引上げは、自治体の行政措置と不特定多数が利用する施設の準備が必要である点を勘案し、準備期間を持って7月27日(火)0時から適用する。

- ただし、人口 10 万人以下の市郡地域は感染者の発生が少なく、移動による風船効果の発生の恐れが低いと判断し、自治体で地域の状況を考慮して自律的に決定するようにした。

○現在施行中の非首都圏の 5 人以上の私的な集まりの禁止措置(7. 19～8. 1)も距離の確保 3 段階の措置によって 8 月 8 日(日)まで延長する。

○非首都圏の公園と休養地、海水浴場等は夜間の飲酒を禁止(※)し、宿泊施設は私的な集まりの規定を遵守し(※※)、宿泊施設が主管するパーティー・行事に対して禁止措置を施行する。

※人が多く集まる公園、休養地等を選定し、自治体が告示

※※宿泊施設の客室定員基準に従うが、旅行等の私的な集まりの場合 4 人まで宿泊可能

○一方、居酒屋や遊興施設、カラオケ等で集団感染が持続的に発生していることにより、遊興施設の集合禁止と塾・屋内体育施設・ゲームセンター等に対する 22 時運営制限措置の適用等、現場の状況に合わせた防疫強化措置を自治体に積極的に勧告する。

※遊興施設の集合禁止、屋内体育施設等の 22 時運営制限は、距離の確保 4 段階のルールであり、3 段階で義務ではなく、必要時、自治体が行政命令により実行可能

③ 非首都圏の距離の確保 3 段階の防疫措置の詳細内容

□新しい距離の確保 3 段階は、圏域の流行が本格化し集まりを禁止する段階であつて、私的な集まりは 4 人まで許容される。

○ただし、同居家族、児童・高齢者・障害者等のケア人材がケア活動を行う場合と臨終の場合等(※)、例外を認める。

※直系家族、両家の顔合わせ(最大 8 人)、初誕生日のお祝い(最大 16 人)、スポーツ競技のために最小人数が集まる場合及び予防接種完了者は私的な集まりの制限例外、ただし例外の範囲は自治体が自主的に調整可能

○行事と集会は 50 名未満で許容され、結婚式・葬儀は計 49 名まで参席できる。

※収容人数：最大 50 名未満の範囲内のウェディングホール及び喪屋別 4 m²につき 1 名

○不特定多数が利用する施設のうち、遊興施設とカラオケ、銭湯業、食堂・カフェ等の一部の不特定多数が利用する施設(※)は 22 時までのみ運営できる。

※遊興・団らん酒場、クラブ・ナイト、感性酒場、ハンティング屋台、コーラテック・ダンス場、ホールダムパブ・ホールダムゲーム場、カラオケ、食堂・カフェ(持帰り、配達可)、銭湯業、プール、訪問販売等のための直接販売広報館

○スポーツ観戦は、屋内の場合、競技場収容人数の 20%まで、屋外の場合、収容人数の 30%まで可能だ。

○宿泊施設は全室の 3/4 のみ運営可能であり、宿泊施設主管のパーティー等のイベ

ント（※）は禁止する。

※イベントルーム、バーベキューパーティー等を意味し、ホールレンタルは除外
○宗教施設は収容人数の20%（座席4席を空ける）に参加可能であり、各種集まり・イベントと食事・宿泊は禁止される。ただし、屋外イベントは50人未満であり、防疫ルール遵守の下で可能である。

<社会的距離の確保 3段階の主要防疫ルール>

区分	主要防疫ルール
定義	圏域の流行により、私的な集まり禁止が必要
段階転換基準	人口 10 万人当たりの週間 1 日平均患者数 2 人以上 ※大田 30、世宗 7、忠北 32、忠南 42、光州 29、全北 36、全南 37、大邱 49、慶北 53、釜山 68、蔚山 23、慶南 67、江原 31、済州 13 人以上
私的な集まり	4 人まで可能（同居家族等は例外）
イベント・集会	参加人数が 50 人以上のイベント及び集会禁止
公演場	正規公演施設以外の臨時公演形態の屋内・外の公演禁止（～ 8 月 1 日）
結婚式・葬式	個別の結婚レストラン 50 人未満＋ウェディングホール別 4 m ² 当たり 1 人 喪屋別 50 人未満＋ 4 m ² 当たり 1 人
スポーツ観戦	（屋内）競技場収容人数の 20%、（屋外）収容人員の 30%
宗教活動	正規宗教活動時、収容人数の 20%（座席 4 席を空ける）、集会／イベント・食事・宿泊禁止、屋外イベント 50 人未満
不特定多数が利用する施設	▶ 22 時運営制限：遊興施設、ホールダムパブ・ホールダムゲーム場、コーラテック・ダンス場、カラオケ、食堂・カフェ、銭湯業、プール、訪問販売等のための直接販売広報館 ▶ 基本利用人数：施設面積 8 m ² 当たり 1 人（一部例外）

□ 3段階措置に関する自治体の意見収集の結果、非首都圏の自治体はすべて、先制的に 3段階措置を実行する必要性に共感したが、

○ただし、遊興施設の集合禁止、主要な不特定多数が利用する施設の運営制限等の追加防疫措置は、現場の状況によって自律的な実施が望ましいという意見を提示した。

□政府は社会的距離の確保の段階調整基準に従って、自治体が管轄する地域の段階調整を積極的に推進し（※）、

※大田（4段階基準を充足）、慶南・江原道（3段階基準を充足）

○防疫ルールの未遵守、集団流行の繰返し等、危険度が高い不特定多数が利用する施設に対し、運営制限又は集合禁止等、積極的に措置することを要請した。

～（後略）～

（了）

< 出典元URL >

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366594&contSeq=366594&board_id=&gubun=ALL#